

「東京都環境基本計画のあり方について(中間のまとめ)」に関する都民意見について

□ 意見募集期間:平成19年6月6日(水)～平成19年7月5日(木)

□ 意見内訳:団体8(122件)、個人12(44件)

内容別件数(166件)

1 人類・生物の生存基盤の確保 (92件)

- ①気候変動の危機回避に向けた施策の展開 (60件)
- ②持続可能な環境交通の実現 (15件)
- ③省資源化と資源の循環利用の促進 (17件)

2 健康で安全な生活環境の確保 (32件)

- ①大気汚染物質の更なる排出削減 (5件)
- ②化学物質等の適正管理と環境リスクの低減、環境の「負の遺産」を残さない取組 (23件)
- ③生活環境問題の解決(騒音・振動・悪臭等対策) (4件)

3 より快適で質の高い都市環境の創出 (20件)

- ①市街地における豊かな緑の創出 (10件)
- ②水環境の再生とうるおいのある水辺環境の回復 (1件)
- ③熱環境の改善による快適な都市空間の創出 (3件)
- ④森林や丘陵地、島しょにおける自然の保全 (6件)

4 総合的・横断的施策 (14件)

○その他 (8件)

【意見概要】

1 人類・生物の生存基盤の確保(92件)

①気候変動の危機回避に向けた施策の展開(60件)

■気候変動対策全般（6件）

- ・東京における地球温暖化防止対策は、首都であり日本経済の中心である東京の役割を十分認識し、経済活動を支える業務ビル等の供給や都市再生に著しい悪影響を及ぼすことのないように、十分配慮して行われるべきである。
- ・地球温暖化対策は全地球的課題であり、国、東京都、地元自治体の三者が方向性を確認し制度の整合を図り、一貫性のある施策体系とすることが肝要である。そうした観点から、東京都環境基本計画を位置づけられるようお願いしたい。場合によっては、東京都と地元自治体とで、施策の住み分けを図ることも必要。
- ・「気候変動」という用語の使い方を全編にわたり「気候変化」に変えるべき。
- ・温室効果ガス排出量の把握については、管理対象と計算対象を先ず都民に明示すると共に全排出量の何%になるかという捕捉率を開示すべきである。（自然現象や軍事行動、焚き火などの森林火災、休廃止された炭鉱などによる排出も補足すべき）
- ・エコは今一種のブームのように感じられる。ブームはいつか去るものである。温暖化という現象が当たり前になり、いつしか温暖化という言葉も聴かれなくなり、エコの気持ちが薄れてしまうのではないか。ブームで終わらせないためにも現段階でしっかりとした対策を整え、環境への取り組みを定着させ、環境問題に取り組んで行かなくてはならない。

■省エネ（3件）

- ・省エネ施策にコンビニ・スーパーの深夜営業の禁止と、冷蔵・冷凍・加熱機能を持つ自動販売機の深夜営業禁止を盛り込むべきである。
- ・派手なライトアップ・イルミネーション、無駄な電気代をかけないように派手な電飾は規制してはどうか。

■大規模事業所対策（6件）

- ・大規模CO₂排出事業所に対する施策について、その具体的内容が、『東京都気候変動対策方針』方針Ⅰに示されている『大規模事業所の総量削減義務と排出量取引制度』であるならば、反対であり、慎重に検討されたい。
…大規模CO₂排出事業者の自主的積極的な努力を推奨する現行の制度は効果を挙げつつあり、まずはその活用を図るべきであり、削減義務を課す強制の制度とすべきではない。自主的な削減目標と異なり、事業所の状況や各産業・企業の成長を踏まえた削減義務の設定は困難であり、他方、一律の削減比率とすることは公平でなく弊害があるなど、制度設計上も問題が多い。
取組が遅れている中小の事業所への対策の拡大は重要であるが、その負担を、大規模事業者への削減義務と排出量取引制度により、大規模事業者に負わせるような仕組みは、不公平で合理性に欠ける懸念があり、慎重に検討されたい。
- ・大規模事業所対策として経済的手法の活用とあるが、環境税については既存のエネルギー税制の用途を良く精査し、追加財源の必要性や産業競争力に与える影響などについて考慮することが不可欠である。また排出権取引については、事業者間で様々な業態や使用形態が存在する中、一

律に公平なキャップを設定することは困難であると考えている。むしろ対策を大きく進展させる為には、インセンティブ型の経済的手法が好ましいと思われる。従ってこれらの制度の導入を中心に各階各層を巻き込んだ十分な議論をお願いしたい。

- ・今回仮に東京都がCO₂排出抑制に特化し、短期的に厳しい規制を課すと、これにより産業の競争力や経済の活性化が削がれ、他の都道府県への事業の移転が進み、却って日本全体での排出増加につながるという恐れもあり得る。このように新たな温暖化対策を考える上では、過去の施策との整合性や全国規模での排出抑制といった視点からより多くの関係者の意見を聞き、審議会等の場で十分な検討が成されることを期待している。
- ・賃貸オフィスビル・商業施設等の特性を踏まえ、テナントの業種等実態に応じた規制対象者や規制内容を検討願いたい。
- ・大規模CO₂排出事業所に対する削減義務と排出量取引制度の導入は、都の実情を無視した政策なので撤回して頂きたい。CO₂を大規模事業所に減らせと言うのは、ビルに都から出ていけと言うのと同じ（ビルの床面積あたりのCO₂排出原単位を減らせとか、省エネ推進のような環境と経済（税収確保）の両立を考えた政策を導入すべき）。また、排出権取引は、現状日本には全く基盤が無い。

■中小規模事業所対策（4件）

- ・温暖化対策推進ネットワークや省エネビジネス事業者の制度を活用するとの意見に賛同する。
- ・「中小規模事業者」に対する対策の検討に当たっては、まずは中小企業の省エネがなぜ進まないのか、その原因を明らかにすることが重要。なお、エネルギー供給事業者やESCO事業者によるエネルギーデータの管理は、中小規模事業者のエネルギー利用量把握に役立つものであり、省エネ推進の一助となると考える。
- ・この都心の中で業務用つまりビル（テナントなど）、看板など無造作になっているものを規制する必要がある。高層ビルということも重要だが、10階程度のビルについても何らかの報告を出させる仕組みが必要と考える。また、今使われているものをしっかり認識し、使い方（運用改善）でもCO₂排出量削減の効果をもたらすことが大切。更に、チェーン店舗や各事業者本支店、事務所など集合体で考えれば、多大なエネルギーを排出している部分も今後対象にして頂く事をお願いしたい。

■家庭部門対策（4件）

- ・「これまで進めてきた省エネルギーラベル表示の義務づけによるエアコン、テレビ、冷蔵庫の省エネルギー化に加え、照明などの他の電気製品についても省エネ化を推進するとともに、給湯器の高効率化も促進されるべきである。」について賛成である。
- ・環境家計簿をつけることの義務化。家庭に対して二酸化炭素排出量を計算する事を法律では求めることはむずかしい。環境家計簿つけることにより、CO₂削減量に応じて税額控除する。増加分については環境税として徴収するなどの制度導入を要望する。

■住宅の省エネ性能向上（3件）

- ・次世代省エネ基準の達成割合の向上や高効率機器の導入推進、既存住宅の省エネ改修に対する税制や助成などの支援策を検討、実施すべき。
- ・省エネルギー対策を進めていくためには、断熱と設備の両面から取組んでいくことは重要であるとする。太陽熱利用については開発を目指して努力しているが、メンテナンスの観点については、使用者の理解と東京都の支援が必要。
- ・一戸建て住宅の設計では、窓には必ずひさし（軒）をつけることを奨励してほしい。

■再生可能エネルギー（2件）

- ・再生可能エネルギーの利用には、一般的にエネルギー密度が小さく、計画的な利用が難しいという問題があるが、天然ガスと組み合わせる事により、その発生量等の変動を吸収し安定的な利用ができるとともに、利用効率を高める事が可能。
- ・再生可能エネルギーの利用形態の中で、電力分野では、風力・水力・太陽光等供給ソースが多様で、ネットワークを通じて広く流通可能であるのに対し、熱利用分野ではバイオマス等に限定されネットワークも極めて限定的であることから、両者は供給面、流通面等で置かれている立場が大きく異なる。従って、熱分野でグリーン熱証書制度を導入しても具体的なグリーン熱の仕組み、制度作りについては十分な議論が必要と考える。

■太陽エネルギー（3件）

- ・太陽エネルギー利用技術なканずく太陽光発電については、日本の技術優位を維持する観点からも今後も推進すべき分野であるが、太陽光発電の大規模集中連系に伴う系統対策費用の負担の在り方などについても広く議論を行い、関係者間での合意形成を前提とした上で進められるべき。
- ・太陽熱は、都市部等でも利用可能な再生可能エネルギーであり、大きなCO₂削減効果が見込めると考える。しかし、太陽光発電市場に比べると太陽熱の関連機器メーカー等が少なく、デザイン的に魅力ある利用機器が少ないという問題がある。
- ・太陽光発電機を公営住宅の標準仕様として設置してはどうか。

■都市型エネルギー・未利用エネルギー（3件）

- ・都市型の再生可能エネルギーについて早急に利活用を実現すべき。

■都市づくりの中でのCO₂削減（10件）

- ・大規模都市開発、都市開発諸制度について、一般の建築物より一層厳しい規制を義務付けることについて、合理的理由がないため、この考え方には反対である。
…プロジェクト全体のCO₂総排出量を指標とし、例えば法定容積率にリンクした規制・誘導を行うとすれば、街づくりの面からの貢献により認められた容積割増等のメリットが失われ、高度利用や都市再生の必要は満たされなくなる。新規の都市開発プロジェクトについて、CO₂総排出量規制によって床面積を抑制すると、短期的には建築物ストック全体からのCO₂排出総量の増加を抑制することにはなるが、高性能な建築物への更新のペースを遅らせることとなり、中長期的には、建築物ストック全体に占める高性能建築物の割合の向上を鈍化させ、結果として建築物ストック全体からのCO₂排出総量削減効果の進捗を鈍化させる結果となる。また、広域的な視点に立つと、中心部での都市開発の推進は、都市機能の集積による交通負荷の低減等を通じて、都市のエネルギー効率を高めている。
- ・大手町・丸の内。有楽町地区のような中枢業務機能集積地においては、機能が既存のままでは、実質上環境共生への対応がなかなか図れないことから、都市開発を好機にビルや地域の省エネ化を進め、エネルギー利用の効率化やCO₂の抑制を図ることが、大変効果的であると考えられる。
- ・今回の「中間まとめ」においては、環境負荷の少ない職住近接の都市構造(いわゆるコンパクトシティ)の実現に向けた積極的な施策が盛り込まれていない。多機能集約型都市構造への変換に向けた具体的な施策の盛り込みが必要と考える。
- ・具体的な対応策としては、(1)分散型エネルギーの導入とエネルギー(熱と電気)の面的利用、(2)天然ガス等との組み合わせによる再生可能エネルギーの有効利用等が考えられる。その実現に向けて土地利用計画の高密度・多機能の集積化、それを促す規制緩和や行政指導等、具体的な施策を

盛り込む必要がある。

- ・我が国は、他国と比べて、既に単位面積あたりのエネルギー利用効率が極めて高く、今後、ポスト京都を念頭に入れて、民生・業務用部門を中心とした省エネ・省CO₂対策を推進していくには、これまでの個別機器や個別建物の省エネ対策だけでは限界があると考えられる。いわゆる、社会システムや都市構造そのものに変革を迫るような抜本的な取組が必要。
- ・自然の風の恵みを損なう都市計画や民間の建築計画は未然に防ぎ、風のほかに川や池等の改修や埋立にも利便性より自然の持つ環境保全性を重視した毅然とした政策の実現が必要。
- ・不要な住宅を増やさない。日本の人口がそんなに増加していないのに、マンションや住宅地が増え続けている。また、六本木ヒルズや東京ミッドタウン、墨田タワーも環境や自然に配慮したようなことを言っているが、今までの建築となんら変わらないように思える。実際規模が小さくあまり役に立っていないように思える。
- ・規制と、改革、両方必要。今後はできるだけスクラップ&ビルドを減らしていく。その為に、小規模な建物はできるだけ都心部に作らないようにする事が大切。

■建築物の省エネルギー対策（5件）

- ・対象の拡大および制度の強化の内容は、省エネ法と整合していることがまず重要である。省エネ性能の底上げには、コストと効果の十分な検証が必要である。規制的手段ではなく、自主的取組を尊重・奨励するとともに、インセンティブが必要である。
- ・「より一層新築建築物のCO₂削減対策を推進していくため、建築物環境計画書制度の対象を拡大するとともに（中略）、本制度の強化についても検討すべきである。」という趣旨に賛成である。今後本制度の評価方法にCO₂排出量の基準となる項目を追加すべきである。
- ・マンション環境性能表示制度はエンドユーザーにも分かりやすい表示制度であるが、改正が検討されている「省エネ法」において、躯体性能・設備性能についての新たな省エネ基準が導入される見込みであることを踏まえ、評価基準についての整合を図るべきである。併せて対象建物の規模についても同様に見直しを検討すべきである。
- ・本来、地球温暖化対策は、中長期的視点に立って行われるべきものであるが、特に業務ビル等の建築物のストック全体の省エネ性能の向上については、中長期を見通す視点を持つことが重要である。
- ・最近の建物は、建物の構造が密閉性や断熱性などエアコンを必ず使うにできているものが多い。窓が開かなかつたり、網戸が無かつたり、窓を開けて涼を取ると言うことを考慮していない。いわゆる風で涼を取るようにしていかなくてはならない。

■地域におけるエネルギーの有効利用（2件）

- ・東京都の清掃工場の排熱を地域冷暖房の熱源として活用いただくよう検討をお願いしたい。
- ・エネルギーの面的利用は、都市再開発の計画段階から実現までに10年ほどのリードタイムが必要。国・地方自治体・エネルギー供給事業者・地域開発事業者などの関係者の連携・協力の下、早急に具体的な促進策を検討していくべき。
特に、東京都をはじめとした地方公共団体のリーダーシップは不可欠であり、都所有地における先導的なモデル事業や先行的事业の実施、エネルギーの面的利用を促す制度の導入や推進組織への積極的な支援策の導入など、具体的施策の検討をお願いしたい。特に、東京都の推進される「地域冷暖房指導要綱」については、面的なエネルギー利用の促進の観点から見直し検討をお願いしたい。

■フロン（4件）

- ・脱フロン原則（脱フロン東京ルール、など）を定め、計画的に脱フロン化を図るべきである。
- ・今後の建物はフロン断熱材を使わないよう、冷媒、断熱材を中心にノンフロン化を具体的に進めるための政策化をすべきである。（ラベル化や、表彰、固定資産税軽減など）
- ・過去の負の遺産であるフロン冷媒を確実に回収するため、登録制度を実現すべきである。
- ・都はノンフロンの製品を優先購入・調達すべきである。

■適応策（3件）

- ・都市水害は深刻。大雨による下水道の水量が増えた場合は、合流式のため不衛生きわまりない水が川等にも流れるため心配である。
- ・地方自治体の地球温暖化対策は、異常気象に代表される地球温暖化の影響から一人一人の都民の生活をどう守るか、ということも大きな課題のはずである。気候変化への適応策は5として独立して記述されるべきである。
- ・今後、喝水が頻繁に起こるかもしれない。そのときのために雨水利用の推進をすべき。各家庭でタンクを設置すればかなりの水の量になると思われる。

■都の率先行動（2件）

- ・都の率先行動において、都営住宅等においても、ヒートポンプ機器など再生可能なエネルギー利用機器の積極的な導入を図るべき。
- ・都庁はその建築自体太陽光を浴び、暑い季節には夜間熱を放出するためヒートアイランド現象を引き起こしている。この熱を外に放出せずビル内のエネルギーに変換することや緑化等によって、ヒートアイランド現象の要因をなくす政策を実施してほしい。また、そのほかの民間のビル等にも同じように蓄熱性のある建築物について、その放熱を防ぐことを義務づける必要がある。

②持続可能な環境交通の実現(15件)

■環境交通全般（4件）

- ・「Ⅲ—1—2 持続可能な環境交通の実現」について位置づけに大気汚染を加えるべきである。
- ・道路建設と平均旅行速度向上の関係は不明であり、対策として想定すべきでない。
- ・都および区市町村が地域交通の計画を定め、その中で温室効果ガスと大気汚染物質の排出量を推定し、それを実現する効果的な対策とそれを後押しする政策を盛り込み、定量的点検を実施すべきである。

■自転車利用（4件）

- ・自転車専用道路の確保が必要だが、暑い都心部では炎天下の自転車道は酷であり、利用者が減る可能性があるため、緑があり日陰の下を走れるようなグリーンサイクリングロードを出来る限り確保することが現実的。同時に緑化にも寄与する。また、自転車のまま利用できるバスや電車等があれば、体力のある若者だけでなく一般の大人も遠くまで自転車で移動することが可能になる。東京都内は自転車で移動可能になることを目指したい。

- ・駅前自転車駐輪場の一部を、原付1種・2種のバイクの駐輪場として利用可能にする。
- ・一定規模以上の商業施設に、バイクを含めた駐輪場の設置に努めるようガイドラインを作る。
- ・自転車はいい手だが、最近は自転車のマナーが問題にもなっている。自転車置き場の設置、自転車マナーの講習・取締りが必要。

■経済的手法、規制的手法による自動車交通量の抑制（2件）

- ・毎月1回程度、首都圏内への車の乗り入れ禁止を実施（公共的なものだけとする）
また、23区全体でも公共交通以外の車の乗り入れを毎月1回程度禁止する日を設けるなど、思いきった手法が必要。
- ・渋滞が起こらないようにするには、発想を転換して道路を増やすのではなく、車の数を減らすこと。都心に入る車の数を制御し規制をかける。

■エコドライブ（1件）

- ・長時間停車中のアイドリングや冷房の使用に抑制をかけるべき。車の設計段階からエコドライブ仕様にするのが最も実行性が上がる。

■自動車の環境性能向上（2件）

- ・燃費がよく小型で有害排ガスの少ない車を優遇し、逆に燃費が悪く大型で有害排ガスの多い車の保有を抑制するよう、自動車税のグリーン化をさらに拡大すべきである。
- ・プラグインハイブリットは開発中であるが、電気自動車は実用化されていることから電気自動車を追加すべきであると考えられる。

■バイオマス燃料（2件）

- ・バイオエタノールについて、東京都で推進するのであれば慎重を要する。
バイオエタノールの原料としてサトウキビやトウモロコシを栽培することが、環境の悪化につながるおそれがある。現段階ではバイオエタノールはエコロジーとはあまり言えず実用的ではない。生ゴミや廃材から作られて初めてエコロジーと呼べる、しかし実用にはほど遠く、ゴミだけに生産が安定しないであろう。
- ・生ゴミはできることならバイオ燃料にするべき。堆肥にするという考えも有るが、大量の堆肥を処理しきれないと思うので無理。バイオ燃料はトウモロコシやサトウキビから作る場合、食料問題や金儲け目当ての農地の乱開発の恐れがある。その点、生ゴミはそういった問題は無いのではないか。

③省資源化と資源の循環利用の促進(17件)

■全般（1件）

- ・23区で容り法を積極的に実施できる環境が整えば、一般廃棄物の量は今後も減り続けることが予想される。
一方、5倍ある産業廃棄物を減らすための強力な政策と法規制が実施されるべき。これによって廃棄物の増加を予測するのではなく、ごみ虜の減量化を予測することが可能になる。安易にごみ量の増加を予測することは間違っているし、予測は間違っていると言える。

■ 発生抑制・リサイクルの推進（16件）

- ・国の政策でも優先順位の1位である発生抑制について、ほとんど実効性ある政策が打ち出されていない現状を踏まえ、有効な政策を打ち出すことが求められる。安易にリサイクル促進をうたうことは、発生抑制の妨げになりかねない。
- ・廃プラスチックは可能な限り資源化すべきである。資源化できるプラスチックを焼却してはならない。サーマルリサイクルはリサイクルのなかでは最後の選択肢であることを再度はつきりとさせるべきと考える。
- ・特に都内の自治体の清掃工場の炉は、廃プラスチックを燃焼するための炉でなく、炉の数も多く、稼働率が低い状況で焼却させようとするると、有害物が発生しやすいことが懸念されているので、この点の十分な調査を経ない段階で、安易に焼却の方針を示すべきではない。
- ・プラスチックは、埋立不適物であるばかりでなく、焼却も不適な、有害物であると認識すべきである。
- ・プラスチックは適正処理困難物として都の条例で指定し、拡大生産者責任の考えを適用して、製造物、加工者、輸入業者等に共同処理を義務づけるべきである。このようなリサイクル義務を課すことによって、製造・輸入段階でのプラスチックの使用を取りやめたり、より無害のプラスチックの設計をしたりさせ、もって有害ゴミを減少させるように、誘導すべきである。
- ・東京都は、プラスチックの焼却により環境負荷の増大をもたらすことになった責任を自覚し、まずリサイクルを尽くすことを再度、明確にすべき。また、プラスチック焼却による環境影響の実証実験を23区一部事務組合が行っているが、都民の不安に応える調査内容となるよう、東京都の研究機関などが援等を行うべき。
- ・東京都は、区市町村において廃プラスチックの資源化を進めるため、支援策を具体的に講じるべきである。
- ・お弁当などのバランや飾りモノ、スーパーのトレイ、駅前でのビラ配り、環境キャンペーンの粗品など、ある程度抑制しなくてはならないのではないか。
- ・m y ハシ・m y カップ・m y ボトルを普及させる。

2 健康で安全な生活環境の確保(32件)

①大気汚染物質の更なる排出削減(5件)

■大気汚染(5件)

- ・大気汚染物質の更なる排出削減。目標に排出量を加え、その達成のための具体的な大気汚染防止計画を策定すべき。
- ・目標とするNO₂の環境中濃度は1978年の規制緩和以前の基準とすべき。
- ・大気汚染の緊急時の対策を具体的に準備すべきである。
- ・大気汚染物質濃度をテレビなどで広報し、高濃度の日には注意喚起すべき
- ・有害大気汚染物質の対策を推進するため、大気環境基準超過の場合、また基準達成すれすれの高濃度の場合に、原因調査を実施すべき。その際にはあわせて周辺の点源についてのPRTR法データも活用し、調査結果を都民に公表すべき。

②化学物質等の適正管理と環境リスクの低減、環境の「負の遺産」を残さない取組(23件)

■アスベスト(2件)

- ・アスベストについて、法規制に関する正しい情報の提示を行うべき。
- ・アスベスト成形板について、マニュアルによる作業遵守事項規制されたことに賛成。密閉作業を徹底すべき。

■土壌汚染(8件)

- ・汚染源となる事業所、とくに煙突から汚染物質が出ているような周辺地域では、周辺市民からの申し出によって都又は市区町村で土壌の簡易調査を実施するような仕組みを策定すべき。または、事業主に敷地外の周辺についても土壌調査を義務づけるべき。
- ・土壌汚染を負の遺産として後世に残さないよう、徹底した調査と対策が必要である。まず、都内の土壌汚染の実態把握を行い、解決方法の検討を行うべきである。
- ・土壌の汚染処理計画書を作成し、汚染土壌処理をすべきものとして、「過去に工場等を設置していた者」も汚染処理を行うべき者に含めることを明記すべきである。
- ・都内の汚染土壌については、過去に汚染をもたらした工場等がすでに無くなり、所有者が変わっている場合が多い。汚染土壌を放置すれば汚染が拡大することから、所有者が一定の責任を果たすべきである。なお、現所有者が個人の場合など、一定の条件を満たす場合には都による支援が考えられる。
- ・汚染は周辺土壌、あるいは地下水脈などを通じて遠方まで及ぶ可能性があることから、周辺土壌を調査し、汚染原因者と認められる場合には、その所有者・占有者との協議により汚染土壌除去及び無害化処理などの対応を図ることも盛り込む必要がある。
- ・「土地利用に応じた対策の選択肢を用意する」とあるが、土壌汚染された工場跡地をさらに工場として使う場合であっても、さらなる土壌汚染拡大を防止する観点から、当該地の用途のみで判断することなく、十分な対策をすべきである。
- ・汚染土壌を除去、無害化処理をした場合でも、より深いところに汚染土壌が残る、当該地の下に通じる地下水脈に汚染物質が届くなど、付近の

汚染土壌を通じて再度汚染される危険性がある。そこで、住宅地や公園など、人の健康への被害の強い場所などで、3年後、10年後などの再調査を要することが望ましい。

- ・情報の開示は、看板等で通行人にもわかるように、汚染状況、汚染程度、処理計画内容、処理時期などを掲示する方法も用いるべきである。

■水質汚濁（2件）

- ・デスポーザーの禁止を明確に打ち出すべき。
- ・河川および東京湾の水質の改善がみられないのは、雨天時の溢水が原因であり、早急な改善が必要である。下水管の増強は、抜本的な解決策とはいえない。コンクリートに覆われた都市のあり方を変え、雨水浸透、雨水貯留をはかり、雨水が下水に流れないまちづくりを行うべきである。また、早急に分流式へ転換することを検討すべきである。

■廃棄物処理施設（3件）

- ・23区のごみ量は年々減り続け、今や焼却炉は過剰で余っています。これらの過剰な焼却炉は、ごみ量に合わせて廃炉にすべき。そうすれば間違いなく東京が抱える危機的状況である都心部の温暖化とCO₂の増加、大気汚染悪化も改善する。
- ・ダイオキシン類に関する焼却炉の煙突の排ガス測定について、国の定める年1回以上4時間以上を、都独自で上乗せした測定方法に改め、現状の実態把握に努めるべき。また、松葉によるダイオキシン調査も検討すべき。
- ・23区へのサーマルリサイクルと溶融スラグ、エコセメント施設整備への安易に支援は止めるべき。これらの設備は環境悪化を促進し、CO₂を増加させ、税金を過剰に消費し、おまけに将来への負の遺産として残ることになり、次世代から非難を浴びる結果となるのが必死です。むしろ、このような箱物以外にいての支援に力を入れるべき。

■廃棄物の適正処理（8件）

- ・適正処理にかかる費用を発注者が十分負担することは必要であり、発注者責任を明確にし、罰則等を設けるなどして規制強化すべきである。
- ・プラスチックは、重金属を含む数多くの添加剤が使われており、それらが常温でも環境中に排出される事もある他、焼却等の大量処理では多量に排出される懸念がある。埋立不適物であるばかりでなく、焼却も不適な、有害物であると認識すべきである。
- ・有害ごみが一般ごみに混じって可燃ごみ、不燃ごみとして自治体のごみ処理にゆだねられている現状からは、有害廃棄物の収集、処理は自治体のごみ政策の中では限界がある。有害物を含む製品の廃棄後の処理は、製造者責任において、適正に処理する仕組みを東京都が率先して作るべきである。廃プラスチックもこの項目の有害廃棄物の中に組み込むべきである。適正処理困難物について再考を求める。
- ・家庭からも、さまざまな有害廃棄物が、一般ごみに混じって排出されている現状を鑑み、有害廃棄物の収集、処理は、東京都が条例をつくって、広域に取り組み、製造者、排出者責任による適切な処理体制をつくるべきと考える。適正処理困難物に指定するなどの方法もあると考える。

③生活環境問題の解決(騒音・振動・悪臭等対策)(4件)

■生活騒音（1件）

- ・毎年冬にやってくる灯油巡回販売の拡声器騒音で非常に迷惑しています。「都市生活を取り巻く静寂な環境が確保されていない」状態です。住環

境の良好な地域において、音楽を大音量で流すことを抑制すべき。

■自動車騒音（2件）

- ・学校、病院、保養所、福祉施設周辺の対策を地域指定し、強化すべき。
- ・騒音環境基準の特例（幹線道路では屋内への透過で基準達成を判断）でなく、都は屋外での基準達成を実現することを前提に、必要な対策を実施すべきである。

■航空機・鉄道騒音（1件）

- ・空港（羽田空港など民間空港および横田基地など軍事空港）と新幹線の騒音については原因者が判明しているため、原因者あるいは管理者に対し、毎年対策とその結果の報告を求め、回答について公表すべき。
鉄道在来線については環境基準がないが、将来は都条例で規定するとし、都は事業者と協力して騒音地点（住宅地の橋梁など）の防音壁設置など順次措置をとるべきである。

3 より快適で質の高い都市環境の創出(20件)

①市街地における豊かな緑の創出(10件)

■市街地緑化（9件）

- ・緑化を推進することは、風の吹く風の道を創出する役割もあることを忘れてはいけない。
- ・緑地維持のため、区市町村の優先交渉制度化を図るとともに、都は緑地買い取りを支援すべきである。
- ・緑地維持のため、都は固定資産税軽減を区市町村と協議し、都は減額分を割り増し補填すべきである。
- ・土地の売却、再開発、もしくは建替え等で、その土地にある樹木等が惜しげもなく切り倒され、樹木も草木も1本もない更地にされることがないように、守るための法規制を策定してほしい。
- ・“個”の緑が失われた分、“公”の緑を創出しなければならない。
- ・公園を整備するに当たり注意すべき点は、自生する植物の保全、外来種の持ち込み禁止及び駆除、自然の地形や植生を極力のこし生かす、見た目良くスッキリしようとしなないこと、極力薬は使わないこと、環境のための整備である以上、人だけでなく、植物や動物の事も考えること。
- ・街路樹について、樹木や造園の知識があり樹形を考え剪定できる人間が監督し剪定を行うべきである。また、街路樹及び花壇などには日本の自生種を植える、新たに街路樹を植える際は日本に自生する樹木を植えると良いと思う。東京の道を木のトンネルで繋ぐぐらいの思いでやってほしい。
- ・緑化とは温暖化防止と共に、日本の自然の延長を作るのである。緑化された道路や庭や川が街と山と海を繋ぐ一つの自然とならなくてはならない。緑化だからと何でも植えればいいのではない。日本の自然を作るのであるから、日本の自然を破壊するようなものを植えてはいけない。先を見据えた緑化をしなくてはならない。

既存種をなるべく多く使い、占用力や繁殖力の強い外来種を使わない、農薬は極力使わないなど、緑に覆われればよいという考えではなく、日本の自然を作っているという思いが必要。

■都市農地（1件）

- ・東京における農地はとても重要。特に23区部内の首都圏にある農地は、もうこれ以上減らないよう有効な政策を打ち出すことが必要。農地減少の最大の要因は莫大な相続税であり、東京都心部の農地をこれ以上減らさず、今後も都市住民の地産地消を支える重要な農作物を生産し続けられるよう、相続税への有効な手だてを講ずるべき。

②水環境の再生とうるおいのある水辺環境の回復(1件)

■河川（1件）

- ・ただ雨水等を流すための水通路ではなく、3面ばりや暗きよによる川は出来るだけ本来の川の姿に戻し、東京都街にも命ある小川を復活することを目指すべき。

③熱環境の改善による快適な都市空間の創出(3件)

■都市排熱（3件）

- ・都市づくりの中でのCO₂削減と重複しますが、自然の風の道を塞がない政策と、塞いでしまった風の道を復活するための政策を立案し、実効性あるものにするために法規制等をぜひ策定すべき。
- ・熱環境の改善による快適（クール・ビューティー）な都市空間の創出（“クール・ビューティー”は東京農大教授 近藤三雄農学博士の提唱。）

④森林や丘陵地、島しょにおける自然の保全(6件)

■全般（1件）

- ・自然環境について、今までも環境を取り上げることが多くあったが、後手後手に回っているように感じる。建前ではなく、本気で取り組むべき時代に来ている。環境あつての生活であり、街・教育・福祉であり、人である。最優先課題としてどうか本気で取り組むべき。環境問題は数値ではない。現実の自然を守り目に見える形で取り組まなければならない。

■外来種（3件）

- ・外来種（動物、植物）対策として、販売禁止、明示義務などの規制が必要。
- ・島の自然保護について、外来動物だけでなく、外来植物の駆除も行う、予防のため外来種の持ち込み販売を禁止しなくてはならない。
- ・貴重な環境が残る場所は入島制限をし、ガイド必ず付ける。一回の観光客は減るが限定という付加価値が付く。

■野生生物（2件）

- ・近年、熊などの野生動物が人里に現れることが多くなり、多くの場合野生動物は駆除されている。このままでは日本の野生動物が絶滅してしまうのではないかと。できる限り生かして捕獲し、山へと返すべきである。また、狩猟の際はその地域での絶対捕獲数を決め、駆除と狩猟を合わせ

た数が絶対捕獲数を超えないようにするべきである。超えた場合は罰則として次年度の捕獲数を半減させるなどの罰則を課す。

- ・日本は野生動物の消費大国だとよく言われるが、とりわけ東京は日本のなかでも多くの野生動物をペットとして消費する大都市である。日本国ペットとして販売される野生動物の問題についての視点を盛り込んでいただきたい。なんらかの監視・規制・対策強化を行なってほしい。

4 総合的・横断的施策(14件)

■持続可能な都市づくり (3件)

- ・世界的な都市間競争において日本の相対的地位が低下している状況下、日本経済を牽引する東京都が果たすべき経済、社会的役割は重要。「国際的なビジネスのまち」と「環境と共生するまち」との両立が実現する施策をお願いしたい。
- ・都市インフラの整った地区に機能集積を図ることは、都市全体のCO₂の抑制においても効率的であると考えられる。同時に、都市全体ばらまきではなく重点的な環境対策が高い効果を上げることが期待できる。

■経済的手法 (3件)

- ・高い環境価値を有するものに高い評価を付与する仕組みづくりとして基準の設定やラベリングを行うとあるが、その理由がCO₂削減であることから、「環境・省CO₂配慮」と追記していただきたい。
- ・「環境対策コスト」の市場内部化について、経済活動の停滞につながるようなことがないよう、また、単に金融的手法というのみでなく、街づくりや都市整備施策面を含め環境配慮に対するインセンティブが働きやすくなるよう、十分に民間の意見を聞いていただき、慎重な検討をお願いしたい。

■環境税等税制関連 (3件)

- ・施策の目玉として「地方環境税」の導入を打ち出すべきである。
- ・地方炭素税の設計に当たっては、用途について都民アイデアを広く募集すべきである。
- ・現在損金算入が出来ないグリーン電力の証書購入を、地方環境税等を原資として、地方税である法人住民税を軽減することにより支援しては、
- ・“GOOD” 減税、“BAD” 増税・・・このような明確な方策をかかげるべき。

■アセス (1件)

- ・都の施策に対し、戦略的環境アセスメントを実施すべき。

■環境学習の推進 (4件)

- ・ノーベル賞を受賞したマータイさんの「もったいない」精神は日本の心。この「もったいない」精神は自然を上手に利用することでもあるので、日本の伝統的な創意工夫ある暮らし方等も環境学習に取り入れてほしい。
- ・「体系的な環境教育プログラム・メソッドの開発」と「教職員に対する継続的な研修の実施」を盛り込むこと。
- ・「授業支援を行う団体についての公的な登録・紹介制度の立ち上げ」を盛り込むこと。

- ・総合的な学習の時間で環境教育が取り上げられることが一般的になっている現在の学校教育の現場では、実用的で統一された正しい内容の情報が広く切実に望まれている。

○その他(8件)

- ・人が快適に暮らす基本は、人間らしく心豊かに安心して暮らせる環境が必要。それは、日常的に自然の風とみどりのきらめき、鳥や虫たちのさえずりを感じる自然とのふれあいが出来る暮らしであり、このような日常的に触れ合う動植物との一体感を育みながら、それらの自然に心を配る生き方を選ぶことができる都市こそ快適な都市である。また、豊かな自然を常に感じる事が出来る環境がないと、生存の危機という問題だけでなく、人の心も荒廃し、人間らしい心の豊かさも失われ、都市は衰退し滅亡に向かうだろう。都民が、豊かな自然を享受できる都市になることを心から願っている。
- ・企業や団体がバラバラに活動していても問題の解決は困難である。世界の異なる人々がジャンルの枠を越え、一つの目的、地球を守るために創設されるネットワークとして世界ブランド創る必要がある。ブランドの売り上げの一部を自然保護の為に使おう。単なる寄付ではなく、ブランドも共に活動し、ばらばらになっている、多くの活動グループを繋ぐ架け橋を作ることも出来るのではないか。
- ・今できる事は今すぐにでも実行し、企業やジャンルの枠を超え一つの問題に取り組み、長期的な活動を行うべき。しかし、その際は先の事を見据えなくてはならない。クリーンエネルギーのために環境を破壊したり、緑化のために日本の自然を脅かすなど、一つの問題を解決するために、別の問題を大きくしないよう、全ての環境問題を見据え、環境に最善の配慮をし、問題を解決しなくてはならない。